

インタビュー 大和総研 是枝俊悟氏(年金部会委員)に聞く

次期年金制度改革では社会経済状況の変化に見合った議論を

第2回社会保障審議会年金部会が3月28日に開催され、厚生労働省年金局からは「年金制度を取り巻く社会経済状況の変化について」及び「全世代型社会保障構築会議における議論について」の2つの資料が提出された。部会委員からは今後の議論のための論点や年金制度の課題について発言があった。そこで、今回のインタビューでは、年金部会の委員でもある大和総研の是枝俊悟氏に、次期年金制度改革の課題や論点についてお話を伺った。



【プロフィール】

[是枝俊悟(これえだ・しゅんご)]

2008年早稲田大学政治経済学部卒業、大和総研入社。主任研究員として、証券税制を中心とした金融制度や税財政を調査・分析。また、ライフワークとして、女性と男性の働き方や子育てへの関わり方について情報発信している。現在、厚生労働省の社会保障審議会年金部会の委員を務める。主な著書に『35歳から創る自分の年金』、『「逃げ恥」にみる結婚の経済学』(共著)、『NISA、DCから一括贈与まで 税制優遇商品の選び方・すすめ方』など。

(以下、敬称略)

次期年金制度改革の課題は大きく3つ

—第2回年金部会では、社会経済状況の変化や、財政検証および次期年金制度改革の課題や論点などについて、幅広く問題意識や意見が示されましたが、是枝さんは次期年金制度改革の課題をどうお考えでしょうか。

是枝 次期年金制度改革の課題は大きく3つあると考えていまして、被用者保険の適用拡大、基礎年金の拠出期間の延長、そしてマクロ経済スライドの調整期間についてです。この3つの課題は、人口構造や家族類型、働き方などの変化を反映した社会の経済状況に見合った制度改革になるよう議論されるべきだと考えています。

被用者保険の適用拡大は実現のための手段が問題

—ひとつ目の被用者保険の適用拡大についてはどのように制度改革を進めていけばいいとお考えですか。

是枝 被用者保険の適用については、改正の方向性は関係者間で見解が一致しているところですから、つまり、企業規模要件の撤廃、個人事業主要件の撤廃ということはみなさん考えているところですから、あとは、それをどうやって実現するか、手段の問題です。加えて、現行法においても本来適用されるはずなのに、未適用となっている事業所もまだ少なくないと見られ、加入指導等を続けていく必要があります。

——保険料の支払いが発生しないように一定以上の収入を超えないようにするという、「年収の壁」の問題については、どのような手段が必要でしょうか。

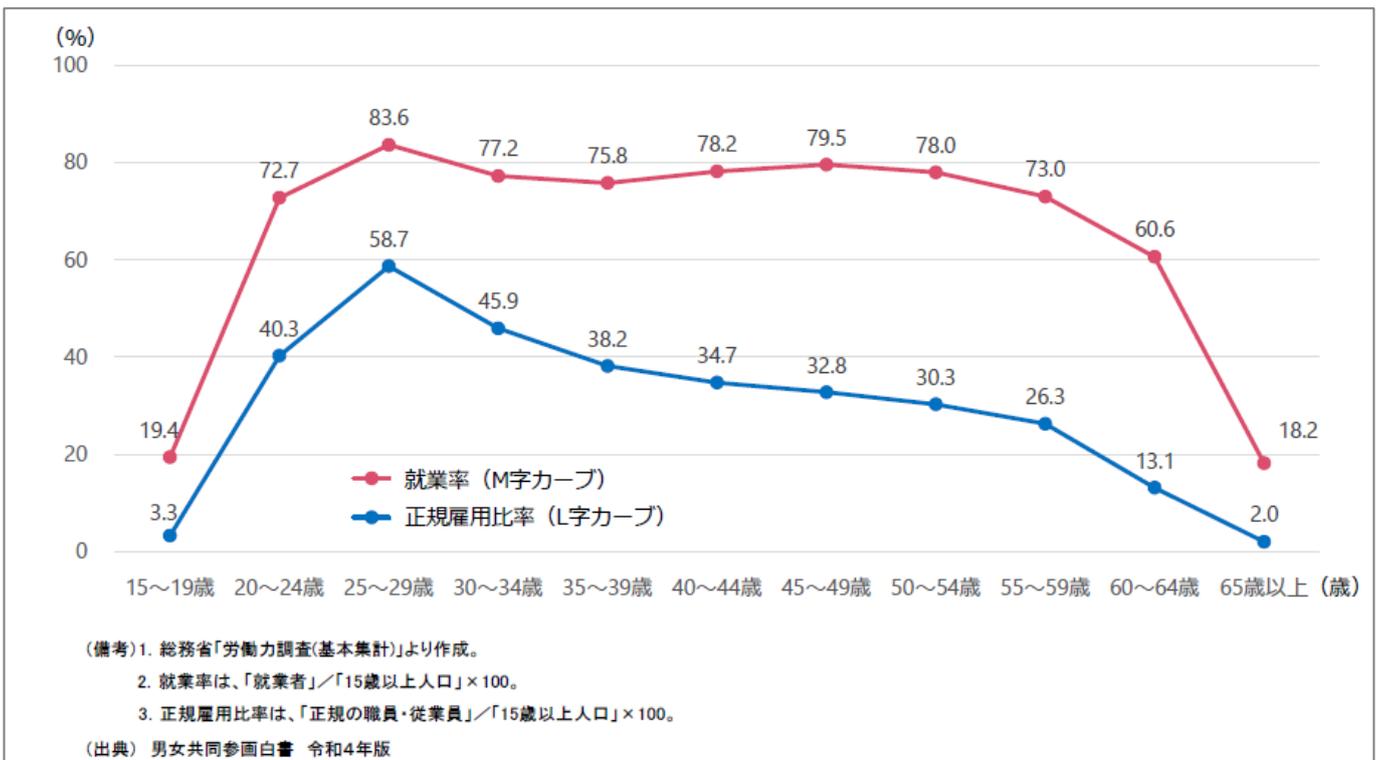
是枝 130万円あるいは106万円とかの一定の収入を超えると、働き損になるとして、就労調整の要因になっているとされる、いわゆる年収の壁の問題については、必ずしも年金制度の問題ではなく、制度に対する誤解も多分に含まれています。被用者保険に加入するか否かは、雇われた時点の労働時間や月収によってあらかじめ決まり、年末や年度末に調整できるものではありませんから、被用者保険に加入して社会保険料を負担する分は、決して働き損ではなく、それに見合う給付を受けられるものであることを丁寧に国民に説明していくことが必要です。

ただ、被用者保険に加入せずに、年収が130万円を超えて、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者になるケースについては、保険料が増えても給付が増えない、言わば本当の働き損に当たるケースになります。このような場合には、適用拡大によって第1号被保険者から第2号被保険者になることによって、保険料が増えても給付が増えないようなケースは少なくすることはできますが、今後もずっと被用者の配偶者という身分ということで、収入が一定以下であれば、保険料を免除するというしくみを続けていくべきかどうかは議論の余地があると考えています。

——被用者の働き方の変化と適用については、どのようにお考えですか。

是枝 注目されるのは、25～29歳の女性の正規雇用比率、つまり第2号被保険者が6割近いことです(図1)。この状況が継続されれば、この人たちが結婚して子供を持ち、30歳代、40歳代になっても正規雇用者は約6割を維持することになります。女性も正規雇用で第2号被保険者となって働き続けることが一般的となる世代にとって、「第3号被保険者」が必要なのか、改めて考える必要があります。

図1 女性の年齢階級別正規雇用比率(2021年)



——第3号被保険者のあり方がかつてとは違うということですね。

是枝 もちろん、既に中高年となり、正規雇用での再就職が難しくなっている世代の女性に、今から「第3号被保険者」を廃止して保険料を払ってくださいというのは酷だと思います。しかし、ある世代で区切って、それ以後の世代については、第3号被保険者について、育児や介護などの事情のある者に限るという制度改正を行う余地はあると思っています。

昨年12月に開催された男女共同参画社会会議の計画実行・監視専門調査会において、お茶の水女子大学の永瀬伸子教授が、第3号被保険者のような保険料免除制度については、被用者の配偶者を対象とする制度から、育児などによって低収入や無収入となっている者に対象を変えてはどうかと提案されていましたが、こうした提案は検討に値すると思います。

育児や介護などのケアを担うことによって現に収入が低くなっている人については、「被用者の配偶者」でなくても、保険料の免除や「3歳未満養育特例」のような制度によって、保険料の負担を軽減しつつ、将来低年金となることを防ぐ。一方で、育児や介護などの事情がなく、労働時間の制約を受けにくい方については、第3号被保険者制度なくすことで、年収の壁に直面することなく、自らの希望に応じて働く時間を伸ばし、収入を増やしていくことができるようになるのです。

現行の年金制度では、世帯の中に厚生年金加入者がいる前提であれば、第3号被保険者制度があっても、1人当たりの賃金と同じなら、どんな世帯でも保険料も、年金額も、所得代替率も同じということで、1人当たり賃金の水準に応じた所得再分配が行われています。ただし、世帯の中に厚生年金加入者がいればという前提が満たされないために、分配の輪の中に入っていない方たちがいます。なるべく働き方に中立に、女性の自立の妨げにならない制度とするとともに、年金制度として、配偶者という身分を守るべきなのか、それとも、ケアを担う人を支えていくべきなのか、いま一度大きな枠組みで議論させていただきたいと考えています。

基礎年金の拠出期間の延長は給付の増加が前提

——基礎年金の拠出期間を45年に延長することについてはどのようにお考えでしょうか。

是枝 60歳代の就業率が高くなっている中、被用者は最長で70歳まで厚生年金の保険料を納め、その分給付を充実させることができます。第1号被保険者となる自営業の方でも60代の就業率は高いですので、就労収入から保険料を支払うことは可能なのではないのでしょうか。もちろん、高齢になればなるほど心身の不調により働けなくなる方が増えていきますが、そうした方には免除制度で対応することもできます。

メディアの中には、保険料が増えても給付は増えるか分からないなどと説明するものもありますが、2つの話が混同されています。デフレや少子化が続くようならば、将来の給付額が下がる可能性もあります。しかし、経済状況にかかわらず、拠出期間を伸ばせば、その分だけ確実に給付を増やすことができます。将来の基礎年金の水準が低くなりすぎないように、今から手を打とうとするのが、拠出期間の延長です。

——拠出期間を延長する際の国庫負担についてはどのように考えますか。

是枝 現在の基礎年金の給付費の半分は保険料、半分は国庫負担で賄っています。基礎年金の拠出期間を40年から45年に延長するにあたり、基礎年金の給付も40分の45に増やすことが考えられます。その際に増えた基礎年金分についても国庫負担をつけるか否かというのが今後の論点で、厚生労働省は、つける場合、つけない場合の2通りの試算をしています。当然、国庫負担ありの方が年金の給付は充実するわけですが、税金は他の用途に使うこともできます。例えば、年金の充実に直接税金を使うよりも、積極的な少子化対策にもっと税金を使って出生率を高めることができれば、その方がより将来の年金が充実する可能性もあります。国庫負担を議論する際には、年金のことだけを考えるのではなく、その他の社会保障施策よりも年金が優先されるべきなのかという視点も必要です。

基礎年金と報酬比例の調整期間の一致は基礎年金拠出金のあり方の再考から

—基礎年金の給付には、所得の多寡にかかわらず、一定の年金額を保障する所得再分配機能があります。マクロ経済スライドによる調整期間が長期化すれば所得再分配機能が低下すると思いますが、いかがでしょうか。

是枝 基礎年金は厚生年金と国民年金の被保険者が公平に拠出して支える仕組みであることを考えると、報酬比例部分と基礎年金のバランスをどうやって確保するか、基礎年金の所得再分配機能を維持していくためにどのような方策が必要か、今後もさらなる議論が必要でしょう。

—基礎年金と報酬比例部分の調整期間のズレについてはどのようにお考えですか。

是枝 基礎年金と報酬比例部分の調整期間がずれてしまった要因としては、物価下落時に年金額の調整が十分にできなかったことが一つの要因です。しかし、他にも、高齢者雇用が予想以上に進んだことでマクロ経済スライド調整率が緩んだことも要因です。60歳以上の高齢者の厚生年金の加入率が上昇すると、年金制度全体の財政は良くなります。このため、現在の制度では、「公的年金被保険者総数の変動率」が上向き、マクロ経済スライドの調整率は緩みます。

しかし、年金財政につき厚生年金と国民年金に分けて考えると、60歳以上の高齢者の厚生年金の加入率の上昇で財政が改善するのは厚生年金だけで、国民年金に変化はありません。にもかかわらず、基礎年金と報酬比例部分の調整率が同じだけ緩むのですから、国民年金の財政は悪くなる一方です。このことをどう捉えて調整するべきなのか、一度丁寧な分析が必要だと思います。

—基礎年金拠出金のあり方を見直して、基礎年金と報酬比例部分の調整期間を一致させるべきでしょうか。

是枝 厚生労働省が試算で示している通り、なんらかの方法で国民年金と厚生年金の調整期間を一致させることができれば、基礎年金の水準の低下を抑えることができます。ただし、その手段は、基礎年金拠出金の算定式を見直す以外にもいくつか可能性があります。例えば、大規模な適用拡大が行われれば、国民年金の財政が良くなり、現行の基礎年金拠出金の算定式の下でも国民年金の調整期間が短くなり、調整期間一致に近づきます。マクロ経済スライドの調整率を見直すことも選択肢です。これらを含めて、ベストな方策を丁寧に検討する必要があります。

—本日はどうもありがとうございました。